

第 232 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令和 6 年 10 月 11 日

南 部 町 農 業 委 員 会

232 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 令和6年10月11日（金） 午後2時05分

2. 閉会年月日 令和6年10月11日（金） 午後2時40分

3. 開催場所 南部町役場

4. 出席委員（13人）

会長	4番	中村文男		
会長職務代理	9番	川守田雄一		
委員	1番	佐々木正義	2番	石橋薫
	3番	夏坂元一朗	5番	夏堀健一
	7番	山田憲幸	11番	佐々木徳志
	10番	佐々木一雄	13番	赤石敏文
	12番	三浦恵美子	15番	河守田雄一
	14番	高橋勝敏		

5. 欠席委員（3人）

6番	梅内道子	8番	堀内重男
16番	工藤信仁		

6. 会議書記

事務局長	野月正治
主幹	佐藤弓孔
主査	宮野健人

7. 会議日程

日程第1	会議録署名委員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
日程第5	議案第23号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

事務局長 中村会長	出席予定の委員がおそろいですので、総会を開催したいと思います。 はじめに、始礼を行います。 ・起立 ・礼 ・直れ 農業委員会憲章の唱和を行います。 1 番 佐々木 正義 委員の音頭で行います。 よろしくお願いします。 (全員、憲章を唱和)
中村会長 事務局長	ご着席ください。 ただいまから 第 232 回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、中村会長より、ごあいさつをお願いいたします。
中村会長 事務局長	「あいさつ」 本日、6 番 梅内道子委員・8 番 堀内重男委員 16 番 工藤信仁委員から欠席の旨の連絡がありました。 出席委員は 16 名中 13 名で、委員定数に達しておりますので、第 232 回総会は成立しております。 それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。 (午後 2 時 5 分)
議 長	それでは、これより議事に入ります。 本日の会議日程は、ご配布のとおりです。 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。 1 番 佐々木 正義 委員 2 番 石橋 薫 委員を指名いたします。
議 長	次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。 本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。 次に、日程第 3 諸般の報告をします。 諸般の報告については、ご配布のとおりです。 朗読は省略します。 次に、日程第 4 議案第 22 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。 議案の説明を求めます。 佐藤主幹
佐藤主幹	議案第 22 号について、説明いたします。

議 長	農地法第 5 条の規定による許可申請は 1 件で、所有権の移転に関するものです。 なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、参考にしてください。 調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。 農地調査の結果について、説明を求めます。 四戸正子 調査員
四戸調査員	7 番 四戸から説明いたします。 去る 10 月 1 日、佐々木正義農業委員と南部町役場 2 階相談室において、議案第 22 号について、調査を行いましたので説明します。 議案第 22 号について、農地法第 5 条第 2 項の各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。農地の所在、地目、面積、申請人の氏名・住所は、議案書に記載のとおりです。 番号 1 番の申請理由は、申請者が申請地を取得して、太陽光発電設備を建設し売電するため転用するものです。 調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。 以上で説明を終わります。
議 長	農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。 佐藤主幹 議案第 22 号について、補足説明いたします。 番号 1 番の申請地の位置ですが、名川・下名久井地区で南部町役場から北東に約 1.5 km の距離に位置し、北側、南側、西側は田、東側は山林となっております。 農地区分については、「小集団の生産性の低い農地」と認められることから、その他の 2 種農地と判断されます。 申請人は太陽光発電による売電事業のため、日射量や送電網の条件が整った申請地に太陽光パネルを設置するものです。非農地及び第 3 種農地を探しましたが、条件に合う土地が見つからず、当該農地の申請は、やむを得ないものであると思われます。 なお、自己資金で建設する予定であり、設計図面や計画内容から見て、資力・信用の観点から問題ないと思われます。2 種農地の転用は、周辺の他の土地を供することにより事業目的を達成することができると認められる場合には、原則として許可することができないのですが、今回の申請目的、事業面積及び立地場所を勘案して、周辺の農地以外の土地や第 3 種農地への立地が困難であると認められることから、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。 以上で、補足説明を終わります。
議 長	議案第 22 号について、ご異議ありませんか。 (異議ありの声あり)
議 長	13 番 赤石委員

赤石委員	これまで農地に対する太陽光発電の設置、極力ダメだという見解になっていましたが、今見ても、登記と現況が田である土地を買って、太陽光を付けるとありますけど、これが許可になれば、次々と追従することが考えられます。 土地がここしかないから、ここで太陽光やると言いましたけど、他の耕作放棄地が、私も私もと続く可能性もあるので、再度検討をお願いしたい。
議 長	只今の赤石委員の意見についてどう思いますか。 10 番 佐々木一雄委員
佐々木一雄委員	今までは10年契約とかで借りて太陽光設置をするのが多かったと思うのですが、今回は、所有権、土地を購入してやると、そうすると、ここの田んぼはもう、田んぼじゃなくなると思います、所有権を移転してしまうと、言葉は悪いですが好き勝手に変わっていくことが危惧されます。 案内図だけでは良く解らないので、もう少し詳しく説明をしてもらって、周りに迷惑が掛からないのか知りたいと思います。
議 長	佐藤主幹
佐藤主幹	場所の説明と様子についてもう一度説明します。 現地周辺の田は殆どが休耕田で、当該農地は今まで休耕田の草刈管理を継続してきたが、それが年齢的にできなくなり、草丈が長くなっている。 本人は生きているうちに、手放したいと考えており、今後はこのような売買による転用が増えるように感じている。
議 長	2 番 石橋委員
石橋委員	所有者の家庭環境も知っているし、この場所についても知っています。 この先、当人は耕作出来ないと思います。 じゃ、太陽光なのかと言われると、何とも言えないが、かと言って、そのままにして置くのであれば、草を刈ることも出来ないでしょうから、荒廃化していくと思います。 では、誰かが、ここに大きな機械を入れて田が出来るかと言うと、そういう場所ではないことから、農地としては将来的に荒れ放題になると思われる場所です。
議 長	13 番 赤石委員
赤石委員	今、石橋委員の話を聞けば、将来は農地としてはやっていけない現況だと言うことでした。 であれば、これから、このような事案は、標準的な大体の目安を、これをきっかけに、これからの太陽光発電に対する農業委員会の意見を統一して置いた方が良いと思います。
議 長	2 番 石橋委員
石橋委員	おそらく、この田の周りの人は、この場で話を聞くことはなく、結果しか見ない。 この場にいない人は、「農業委員会は許可したのか？」と思うので明確な基準はあったほうが良いと思う。
議 長	議案第 22 号について、異議ありとのご意見がりましたので、南部町農業委員会会議

議 長	規則第 14 条の規定により、出席の農業委員の過半数により決することとしたいと思います。 では、規則第 15 条の規定により、挙手により決をとりたいと思いますので、議案第 22 号に賛成の方は、挙手願います。 出席委員 13 名のうち 10 名が賛成であり、議案第 22 号は、原案のとおり承認といたします。 よって議案第 22 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。 次に、日程第 5 議案第 23 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。 議案の説明を求めます。 佐藤主幹
佐藤主幹	議案第 23 号について、説明いたします。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、5 件です。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。 番号 1 番と番号 2 番の利用目的は田と畑、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。 番号 3 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,955 円です。 番号 4 番と番号 5 番の利用目的は畑、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,998 円です。 以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。
議 長	議案第 23 号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって議案第 23 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 第 232 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。 ごくろうさまでした。 (午後 2 時 40 分) 終礼を行います。 ・ 起立 ・ 礼 ・ 直れ ・ 着席

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 6 年 10 月 11 日

南部町農業委員会会長.....

南部町農業委員会委員.....

南部町農業委員会委員.....